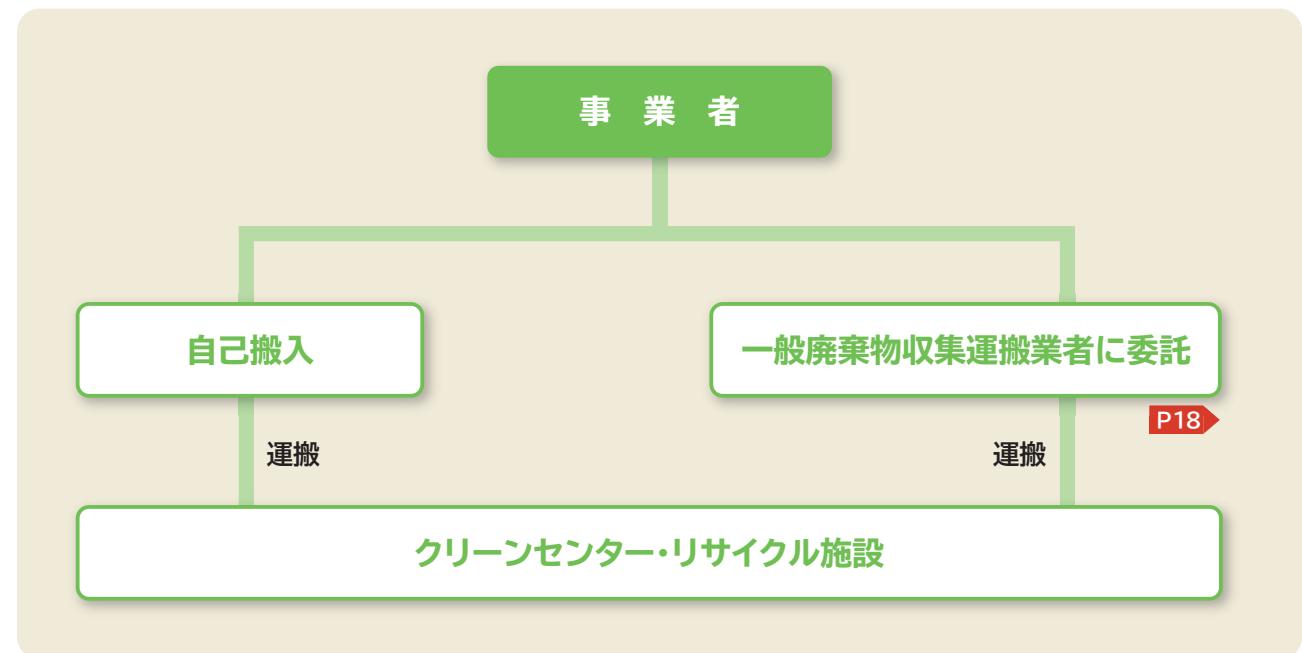


## 事業系一般廃棄物の処理の流れ



事業系一般廃棄物については、一般廃棄物収集運搬業者に収集・運搬を委託し、クリーンセンターなどに搬入するという流れになります。  
なお、自己搬入をすることもできます。



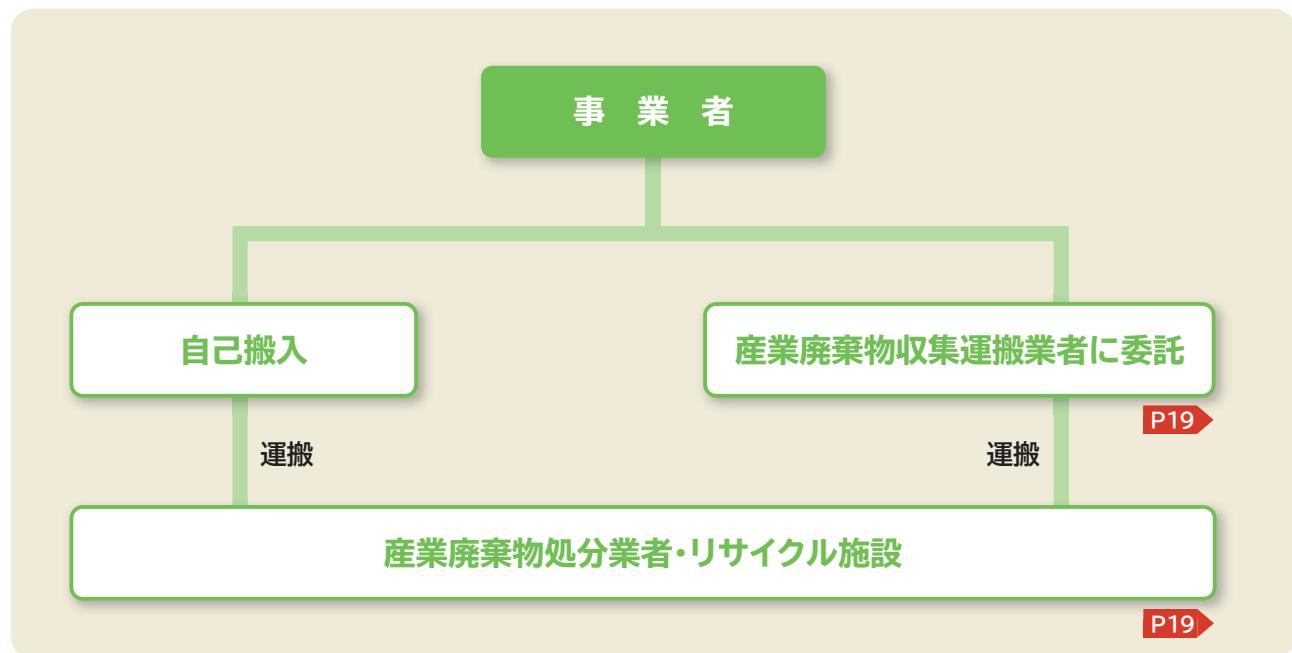
### クリーンセンターでの展開調査

事業所などからクリーンセンターに持ち込まれたごみの検査を実施しています。市職員がごみ袋を点検し、産業廃棄物などの不適切なごみが混入していた場合は、排出した事業者に分別の徹底について指導を行っています。

混入については減少傾向にありますが、まだ十分とは言えません。産業廃棄物を事業系一般廃棄物として処理することは違法行為に当たるため、分別を徹底し、事業系一般廃棄物の中に産業廃棄物が混入しないようにしてください。

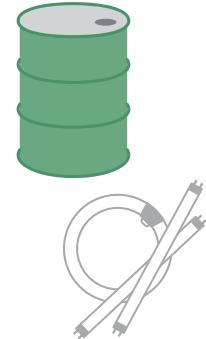


## 産業廃棄物の処理の流れ



産業廃棄物については、産業廃棄物収集運搬業者に収集・運搬を委託し、処分業者などに引き渡すという流れになります。

処理を委託する場合には、収集・運搬と処分について、それぞれ書面により契約を締結する必要があります。また、引渡しに当たっては、マニフェストの交付が義務付けられています。



事業者は、自ら産業廃棄物を産業廃棄物処分業者に持ち込むこともできます。持込みに際しては、契約している産業廃棄物処分業者と相談してください。

## 産業廃棄物の運搬表示

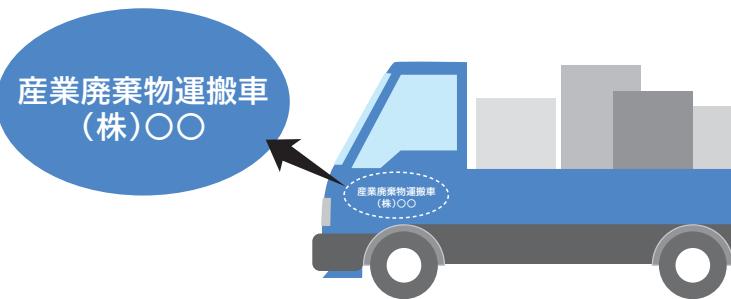
産業廃棄物を運搬する場合は、運搬車両の両方の側面に次の表示を行う必要があります。

### 事業者が自ら運搬する場合

- 産業廃棄物を運搬している旨の表示(文字サイズ5cm角以上)
- 事業者名(文字サイズ3cm角以上)

### 産業廃棄物処理業者が委託を受けて運搬する場合

- 産業廃棄物を運搬している旨の表示(文字サイズ5cm角以上)
- 業者名(文字サイズ3cm角以上)
- 許可番号下6桁(文字サイズ3cm角以上)



産業廃棄物を運搬する際には、次の書類を携帯する必要があります。

### 事業者が自ら運搬する場合

- 次の事項を記載した書類
  - ・氏名又は名称及び住所
  - ・運搬する産業廃棄物の種類、数量、積載日
  - ・積載した事業場の名称、所在地、連絡先
  - ・運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

### 産業廃棄物処理業者が委託を受けて運搬する場合

#### マニフェスト伝票の場合

- 許可証の写し
- 産業廃棄物管理票(マニフェスト)

#### 電子マニフェストの場合

- 許可証の写し
- 電子マニフェスト使用事業者証の写し
- 登録事項の記載書面又は電磁的記録